

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例（平成18年3月27日京都市条例第146号）（保健福祉局保健福祉部障害企画課）

障害者自立支援法（以下「法」といいます。）及び障害者自立支援法施行令に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 京都市障害程度区分判定等審査会の委員の定数（第2条関係）

法第15条の規定により設置する京都市障害程度区分判定等審査会の委員の定数は、50人以内とします。ただし、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の当該定数は、150人以内とします。

2 罰則（第4条から第6条まで関係）

法の規定に基づく市長の命令に違反した者等に対し、過料を科します。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第146号

京都市障害者自立支援法の施行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行令に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 法第15条の規定により設置する京都市障害程度区分判定等審査会の委員の定数は、50人以内とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第4条 市長は、正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対して、100,000円以下の過料を科することができる。

第5条 市長は、正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、

若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対して、100,000円以下の過料を科することができる。

第6条 市長は、法第24条第2項又は法第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対して、100,000円以下の過料を科することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### (審査会の委員の定数の特例)

2 この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間の委員の定数は、第2条の規定にかかわらず、150人以内とする。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)